

きょうとこどもの城づくり事業(きょうと子ども食堂)

特別支援事業

募集案内



京都府は、子ども食堂で開催される特別な催しを応援します！

事業趣旨

京都府では、「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取組を支援していますが、物価高騰により、家計は大きな影響を受け、子どもたちが行事やレジャー等の特別な体験をする機会が減っています。

この度、きょうと子ども食堂の実施団体が長期休暇を利用した年中行事等の特別な催しを開催することにより、子どもたちの健やかな成長につなげるため、その必要な費用について支援をします。

補助対象事業者

当該年度の「京都府きょうとこどもの城づくり事業(きょうと子ども食堂)開設・運営支援事業実施要領」に基づき交付決定を受けている団体

※交付決定前(申請中)の団体についても、本事業の申請をすることができます。

補助対象事業 詳しくは裏面をご覧ください

きょうと子ども食堂において開催される特別な催し

実施期間

令和6年4月1日から原則として令和7年3月31日まで

補助金の額

○補助率 10/10 (上限6万円)

上限の範囲で実施回数は問わない。

千円未満の端数は切り捨て。

募集期間

○令和6年3月28日(木) ~ 令和6年4月27日(金)

問い合わせ先等(応募に関するご質問は、メール又は電話にてお願いします)

メール:kateishien@pref.kyoto.lg.jp TEL:075-414-4585

【本補助金の担当課】京都府健康福祉部 家庭支援課 ひとり親・ヤングケアラー支援係

補助の対象となる事業の例

※いずれもきょうと子ども食堂開設・運営支援補助金と重複しない費用に限る

◆食材購入費

例 BBQ食材、クリスマスケーキ、餅、おせちなど

◆調理用什器リース料(購入は原則として不可)

例 オーブン、ピザ焼き窯、臼、杵、餅つき機

◆会場装飾品購入費またはリース料

例 夏祭りの装飾、クリスマスツリー、門松、鏡餅

◆催しへの出演料

例 サンタクロース、クラフト等講師、芸人・楽器演奏等謝金

◆参加児童へ配布する景品(金券を除く。)購入費

購入単価が1人あたり1千円以下のものに限る。

◆その他催しの開催に必要な物品のリース料

(原則として購入は不可)

例 プロジェクター、スクリーン、プラネタリウム投映機、
映像ソフト、暗幕、紙芝居

※パソコン、タブレットの購入費は対象外

◆水道光熱費、会場使用料、保険料。

◆広報費

例 チラシ制作費

◆個人へのコロナ対策のための物品購入費

例 マスク、フェイスガード、消毒液、手洗いのための石けん